



平成 28 年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 イオンフィナンシャルサービス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河原 健次  
(コード番号 8570 東証第一部)  
問 合 せ 先 専務取締役 経営管理担当 若林 秀樹  
(TEL 03-5281-2057)

## 公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに 転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 30 日開催の取締役会において、公募及び第三者割当による新株式発行、当社株式の売出し並びに 120%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達の背景と目的】

イオンフィナンシャルサービス株式会社及び連結子会社 35 社並びに持分法適用関連会社 1 社（以下「当社グループ」という。）は、銀行持株会社である当社を中心に、クレジット事業や銀行事業、フィービジネス、海外事業を展開する小売業発の総合金融グループであります。

当社は「アジアのお客さまから最も信頼される『安心、便利、お得』を提供する金融サービス会社」になることを中期ビジョンとして、クレジット事業、銀行事業に加え、電子マネー事業をはじめとするフィービジネスの推進やアジアでの事業拡大に取り組んでおります。

これまで当社グループは、日本及びアジアで事業を展開し、国内外に有する約 700 カ所の営業拠点や、イオングループの店舗や提携加盟店など、幅広い営業ネットワークを構築し、国内外で営業資産及び取扱高を着実に拡大させてまいりました。当社グループを取り巻く経営環境は、年初以降マイナス金利政策導入後の円高、消費者物価下落、中国における景気下振れ懸念等、不透明な状況が続きましたが、着実に営業資産を拡大させております。今後当社グループは、小売業発金融サービス業として更なる進化を遂げるため、デジタル化による生産性向上策を実施するとともに、収益力の更なる強化を推進しております。具体的な戦略としては、国内事業においては、より収益性の高い営業資産へのシフトや首都圏を中心としたエリア戦略により営業基盤を拡大させるとともに、店舗におけるペーパーレス化や、利用促進クーポンの配信、決済機能を搭載したスマートフォンアプリ導入等のデジタル化により、業務効率化策及びお客さまの利便性向上策を実施することで生産性を向上させてまいります。海外事業においては、システム投資により審査・債権管理の効率化及び人時生産性の向上を行うことで、貸倒関連費用の削減を図るとともに、将来の営業資産の拡大に取り組んでまいります。

本資金調達は、上記の背景を踏まえ、当社グループの成長戦略の推進と、営業資産拡大に伴う財務基盤の強化を企図するものです。今回の新株式発行による調達資金は、当社のコマーシャル・ペーパー償還資金の一部及び当社グループにおける借入金返済資金の一部に充当することで、必要な財務基盤の強化を図ります。

また、新株予約権付社債による調達資金は、当社のコマーシャル・ペーパー償還資金の一部に充当する予定です。当面の株式価値の希薄化を抑制しつつ、ゼロ・クーポンで発行することにより、低コストの安定資金を確保すること、将来の財務基盤の強化を企図しております。

併せて、同時にイオン株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行を行うことで、イオングルー

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに 120%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

プ企業との連携を強化し、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

## 記

### I. 公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出し

#### 1. 公募による新株式発行

- |  |   |
|--|---|
| (1) 募集株式の種類及び数   | 当社普通株式 7,840,000株   |
| (2) 払込金額の決定方法  | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成28年9月7日(水)から平成28年9月12日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。  |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額   | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。   |
| (4) 募集方法   | 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社(単独ブックランナー)、大和証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。  |
| (6) 申込期間   | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。  |
| (7) 払込期日   | 平成28年9月14日(水)から平成28年9月20日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。  |
| (8) 申込株数単位   | 100株  |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長または専務取締役経営管理担当に一任する。 |   |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。  |   |
| (11) 本新株予約権付社債(以下に定義する。)の発行が中止となる場合は、公募による新株式発行も中止する。                            |   |

#### 2. イオン株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 当社普通株式 7,954,000株   |
| (2) 払込金額の決定方法        | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行(以下「株式一般募集」という。)における発行価格(募集価格)と同一とする。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先              | イオン株式会社   |

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。  
なお、申込期間は株式一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 払 込 期 日 平成28年9月14日(水)から平成28年9月20日(火)までの間のいずれかの日。ただし、株式一般募集における払込期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他イオン株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長または専務取締役経営管理担当に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 株式一般募集が中止となる場合は、イオン株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行も中止する。

### 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 1,176,000株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われないうちがある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は株式一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 株式一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から1,176,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 株式一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 株式一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長または専務取締役経営管理担当に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 株式一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

### 4. 野村證券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 1,176,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は株式一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村證券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成28年9月28日(水)
- (6) 払 込 期 日 平成28年9月29日(木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記（5）に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他野村証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長または専務取締役経営管理担当に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 株式一般募集が中止となる場合は、野村証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行も中止する。

## II. 公募による転換社債型新株予約権付社債発行

1. 社債の名称  
イオンフィナンシャルサービス株式会社 120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債総額  
金 300 億円
3. 各社債の金額  
金 100 万円
4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用  
本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第30項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
5. 新株予約権または社債の譲渡  
本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文および第 3 項本文の定めにより本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。
6. 社債の利率  
本社債には利息を付さない。
7. 社債の払込金額（発行価額）  
各社債の金額 100 円につき金 100 円
8. 社債の発行価格  
各社債の金額 100 円につき金 102.5 円
9. 社債の償還価額  
各社債の金額 100 円につき金 100 円  
ただし、繰上償還する場合は第 12 項第 (2) 号乃至第 (4) 号に定める金額による。
10. 担保・保証の有無  
本新株予約権付社債には担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
11. 社債管理者
  - (1) 社債管理者の名称  
株式会社みずほ銀行
  - (2) 債権者の異議手続における社債管理者の権限  
会社法第740条第2項本文の定めにかかわらず社債管理者は、同条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。
  - (3) 社債管理者の辞任
    - ①社債管理者は、以下に定める場合その他正当な事由がある場合は、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに 120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (イ) 社債管理者と本社債権者との間で利益が相反するまたは利益が相反するおそれがある場合。  
 (ロ) 社債管理者が、社債管理者としての業務の全部または重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合。  
 ② 本号①の場合には、当社ならびに社債管理者および社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる手続を行わなければならない。

12. 社債の償還の方法および期限

- (1) 本社債の元金は、平成31年9月13日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号乃至第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによる。
- (2) 組織再編行為による繰上償還
- ① 組織再編行為（本号⑤に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は、取締役会で承認した場合）において、当社が、かかる承認の日（以下「組織再編行為承認日」という。）までに、社債管理者に対し、承継会社等（本号⑥に定義する。以下同じ。）が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては予定していない旨を記載し、当社の代表取締役が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日またはそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、下記に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。）の30日前までに必要事項を公告したうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②乃至④に従って決定される償還金額（以下「組織再編行為償還金額」という。）で繰上償還する。
- ② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）および償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って決定される。

組織再編行為償還金額（％）

償還日	参照パリティ										
	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160
平成28年 9月20日	99.87	101.55	104.14	107.75	112.41	118.13	124.87	132.48	140.94	150.14	160.00
平成29年 9月20日	99.87	101.06	103.15	106.26	110.55	116.13	123.05	131.09	140.16	150.00	160.00
平成30年 9月20日	99.63	100.16	101.55	104.21	108.31	113.73	120.24	130.00	140.00	150.00	160.00
平成31年 9月12日	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(注) 上記表中の数値は、平成28年8月23日(火)現在における見込みの数値であり、平成28年9月7日(水)から平成28年9月12日(月)までの間のいずれかの日（以下「転換価額等決定日」という。）に、当該転換価額等決定日における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティおよびその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。

- ③ 「参照パリティ」は、(イ) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第13項第(6)号②に定義する。以下同じ。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ) 上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会において当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われまたは交付される対価を含む。）が決議された日（決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下本項において同じ。）の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号、第(8)号または第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本③および本項第(3)号②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ④参照パリティまたは償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。
- (イ)参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、または償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値またはかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値またはかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。
- (ロ)参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。
- (ハ)参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。
- ただし、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の160%を上限とし、本号②の表および上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が160%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の160%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号②の表および上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。
- ⑤「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割または新設分割(承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換または株式移転、およびその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社を引き受けられることとなるものを総称していう。
- ⑥「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ハ)に定める株式会社を総称していう。
- (イ)合併(合併により当社が消滅する場合に限る。) 吸収合併存続株式会社または新設合併設立株式会社
- (ロ)吸収分割 吸収分割承継株式会社
- (ハ)新設分割 新設分割設立株式会社
- (ニ)株式交換 株式交換完全親株式会社
- (ホ)株式移転 株式移転設立完全親株式会社
- (ヘ)上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社
- ⑦当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。
- (3) 上場廃止等による繰上償還
- ①(イ)当社以外の者(以下「公開買付者」という。)によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社または公開買付者が公表または認容し(ただし、当社または公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。
- ②上場廃止等償還金額は、本項第(2)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

示する。)とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号、第(8)号または第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

- ③本号①にかかわらず、当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。
- ④本項第(2)号に定める繰上償還事由および本号①または③に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号①または③に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。
- ⑤当社は、本号①または③に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

#### (4) 120%コールオプション条項

- ①当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある20連続取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。）にわたり、各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある転換価額の120パーセント以上であった場合、平成30年3月14日以降、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の株式分割または当社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て（以下本号において「株式分割等」という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日または効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。）の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日についての本条項の適用にあたっては、第13項第(7)号②(ロ)の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第13項第(7)号①に定める新株発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。
  - ②本項第(2)号または第(3)号①もしくは③に定める繰上償還事由および本号①に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号または第(3)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号または第(3)号①もしくは③に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日または当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の前に本号①に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。
  - ③当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。
- (5) 償還すべき日（本項第(2)号乃至第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い公告された償還日を含む。）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
  - (6) 当社は、法令または振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日（第28項に定める。）の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、当該新株予約権付社債についての本社債または当該新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

#### 13. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数  
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計30,000個の本新株予約権を発行する。
- (2) 各新株予約権の払込金額  
本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成28年11月1日から平成31年9月11日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(3)号に定める当社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ①当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）
- ②振替機関が必要であると認めた日
- ③第12項第(2)号乃至第(4)号に定めるところにより平成31年9月11日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
- ④第19項に定めるところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
- ⑤組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部については、行使することができない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

- ①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- ②各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、本項第(14)号において、「転換価額」は、承継新株予約権（本項第(14)号①に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況の結果等を考慮し、平成28年9月7日（水）から平成28年9月12日（月）までの間のいずれかの日（転換価額等決定日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に、同日に130%から135%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が1,819円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。ただし、転換価額は本項第(7)号乃至第(10)号に定めるところにより調整されることがある。

(7) ①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

②新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ)時価（本項第(9)号③に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合（ただし、平成28年8月30日開催の取締役会の決議に基づく公募による新株式発行7,840,000株、イオン株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行7,954,000株および野村証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行上限1,176,000株に係る募集を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



日とする。以下本項において同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (ロ) 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。  
調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。
- (ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合。  
調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項または新株予約権の全てが当初の条件で行使または適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。
- (ニ) 上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、当社普通株式の株主に対して当社普通株式または取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本項第(18)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right] \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (8) ① 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 「特別配当」とは、平成31年9月11日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項および第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金100万円）を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値（小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に68を乗じた金額とする。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。

- ③ 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (9) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

- ① 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

- ②転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(7)号②(ニ)の場合は当該基準日）、(ロ)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ④新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日またはかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(7)号または第(10)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (10) 本項第(7)号乃至第(9)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ②本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。
- ⑤転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (11) 本項第(7)号乃至第(10)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第(7)号②(ニ)の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (13) 本新株予約権の取得事由  
取得事由は定めない。
- (14) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継
- ①当社は、当社が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）は、第12項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本号②に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- ②承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(イ) 承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(ニ)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ニ) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額

承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、本項第(7)号乃至第(10)号に準じた調整を行う。

(ホ) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

(ヘ) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号⑤に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。

(ト) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ) その他の承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部については、行使することができない。

(リ) 承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第29項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(16) ①行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関または口座管理機関（以下「直近上位機関」という。）を通じて、行使請求受付場所に行行使請求に要する事項として当社の定める事項を通知しなければならない。

②行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。

(17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(18) 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(19) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社および社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

14. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本新株予約権付社債についての社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して本新株予約権付社債についての社債が出資され、本新株予約権付社債についての社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本新株予約権付社債に係る社債の利率（年0.0%）及び払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

払込みを要しないこととした。

#### 15. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下同じ。）には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。本要項において、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、当該新株予約権に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。
- (2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定する。
- (3) 当社が吸収合併、株式交換または吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社または吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、前二号は適用されない。

#### 16. 担保付社債への切換

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。
- (2) 当社が第15項または前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

#### 17. 特定資産の留保

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産（以下「留保資産」という。）を本新株予約権付社債以外の当社の債務に対し担保提供を行わず本新株予約権付社債のために留保することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。
- (2) 前号の場合、当社は社債管理者との間に次の①乃至⑦についても特約するものとする。
  - ①留保資産のうえに本社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利またはその設定の予約等が存在しないことを当社が保証する旨。
  - ②当社は、社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡または貸与しない旨。
  - ③当社は、原因の如何にかかわらず、留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。
  - ④当社は、社債管理者が必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。
  - ⑤当社は、本社債の未償還残高の減少またはやむを得ない事情がある場合には、社債管理者の承諾により、留保資産の一部または全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、または留保資産から除外することができる旨。
  - ⑥当社は、社債管理者が本新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、本新株予約権付社債のために留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。
  - ⑦本号⑥の場合、留保資産のうえに担保権を設定できないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。
- (3) 本項第(1)号の場合、社債管理者は、本社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。

#### 18. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が第15項または第16項第(1)号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合、または第17項により本新株予約権付社債のために留保資産の留保を行った場合であって、社債管理者が承認したときは、以後、第15項および第21項第(2)号は適用されない。

#### 19. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、第24項に定めるところにより、その旨を公告するものとする。ただし、第15項または第16項第(1)号により当社が、本社債権保全のために、担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときは、本項第(2)号に該当しても期限の利益を喪失しない。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (1) 当社が、第12項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が、第15項の規定に違反したとき。
- (3) 当社が、第13項第(7)号乃至第(11)号、第16項第(2)号、第20項、第21項、第22項、第23項または第24項の規定のいずれかに違反し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定または特別清算開始の命令を受けたとき、または当社の株主総会が解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、もしくは滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

## 20. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、また、毎事業年度の決算および剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については取締役会決議後ただちに書面をもって社債管理者に通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書およびその添付資料の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内（第2四半期の場合のみ60日以内）に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書および金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書および訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当社が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書または臨時報告書およびそれらの訂正報告書（添付資料を含み、以下「報告書等」という。）の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等および前号に規定する書面の提出に代えることができる。

## 21. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿および新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたときならびに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿および新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面をもって社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供する場合には、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、債務の内容および担保物その他必要事項を社債管理者に通知しなければならない。
- (3) 当社は、次に掲げる場合には、あらかじめ書面により社債管理者へその旨を通知する。
  - ①当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与すること。
  - ②当社の事業の全部または重要な一部の管理を他に委託すること。
  - ③当社の事業の全部もしくは重要な部分を休止もしくは廃止すること。
  - ④当社の事業経営に重大な影響を及ぼすような資本金または準備金の額の減少をすること。
  - ⑤組織変更、合併もしくは会社分割をすることまたは株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社になること。
  - ⑥解散を行うこと。
- (4) 当社は、次の各場合には、ただちに書面により社債管理者へその旨を通知する。
  - ①当社が、支払停止となったとき、または手形交換所もしくはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - ②当社が、社債を除く借入金債務について期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

③当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押えもしくは仮処分の執行または担保権の実行としての競売（公売を含む。）の申立て、または滞納処分を受けたとき。

④当社または第三者により、当社について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。

## 22. 社債管理者の調査権限

- (1) 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求した場合には、当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書を提出しなければならない。また、社債管理者は、当社の費用でみずからもしくは人を派遣して当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、社債権者の利益保護に必要かつ合理的な範囲内でこれに協力する。

## 23. 繰上償還の場合の通知および公告

- (1) 当社が、第12項第(2)号に定める繰上償還をする場合は、償還しようとする日の少なくとも60日前にその旨および期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (2) 当社が、第12項第(3)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（第12項第(3)号③ただし書の場合は60日間の末日）から7日以内にその旨および期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (3) 当社が、第12項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、第12項第(4)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内にその旨および期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (4) 第12項第(2)号乃至第(4)号に定める繰上償還をする場合の公告は、第24項に定める方法によりこれを行う。

## 24. 公告の方法

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができる。）への掲載または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告する場合には、社債管理者の定款所定の方法によりこれを行う。

## 25. 社債要項および社債管理委託契約証書の公示

当社および社債管理者はそれぞれ、その本社事務所およびその本店に本新株予約権付社債の社債要項および社債管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

## 26. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を公告するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。  
本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

## 27. 申込期間

転換価額等決定日の翌営業日から転換価額等決定日の2営業日後の日まで。

## 28. 払込期日（新株予約権の割当日）

平成28年9月14日（水）から平成28年9月20日（火）までの間のいずれかの日。ただし、転換価額等決定日の5営業日後の日とする。

## 29. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

## 30. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

## 31. 償還金の支払

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

本社債に係る償還金は、社債等振替法および振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

32. 発行代理人および支払代理人  
株式会社みずほ銀行
33. 募集方法  
一般募集
34. 引受会社  
野村證券株式会社を主幹事会社（単独ブックランナー）、みずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団
35. 申込取扱場所  
引受会社の本店及び国内各支店
36. 引受会社の対価  
引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格と引受会社より当社に払込まれる金額（本新株予約権付社債の払込金額）との差額の総額を引受会社の手取金とする。
37. 取得格付  
A（株式会社日本格付研究所）  
A-（株式会社格付投資情報センター）
38. 上場申請の有無  
有（株式会社東京証券取引所）
39. 振替機関への同意  
平成28年8月30日同意書提出
40. 上記に定めるもののほか、第12項第(2)号記載の「組織再編行為償還金額」の表中の数値の決定その他本新株予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長または専務取締役経営管理担当に一任する。
41. 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
42. 株式一般募集が中止となる場合は、本新株予約権付社債の発行も中止する。

<ご参考>

#### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「I. 公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出し 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、株式一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、株式一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から1,176,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,176,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成28年8月30日（火）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,176,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成28年9月29日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、株式一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年9月21日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、株式一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）につ

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



いて、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

## 2. 今回の公募及び第三者割当増資による新株式発行に係る発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	208,527,801株	(平成28年8月30日現在)
公募による新株式発行に係る増加株式数	7,840,000株	
公募による新株式発行後の発行済株式総数	216,367,801株	
イオン株式会社を割当先とする		
第三者割当増資に係る増加株式数	7,954,000株	
イオン株式会社を割当先とする		
第三者割当増資後の発行済株式総数	224,321,801株	
野村証券株式会社を割当先とする		
第三者割当増資に係る増加株式数	1,176,000株	(注)
野村証券株式会社を割当先とする		
第三者割当増資後の発行済株式総数	225,497,801株	(注)

(注) 前記「I. 公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出し 4. 野村証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行」に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の株式一般募集、イオン株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 34,431,358,480 円については、13,000 百万円を平成 29 年 3 月末までに当社における運転資金のために発行したコマーシャル・ペーパー償還資金の一部に充当し、残額を平成 29 年 3 月末までに当社の子会社であるイオンプロダクトファイナンス株式会社への融資に充当する予定であります。イオンプロダクトファイナンス株式会社は融資資金を、平成 29 年 3 月末までに金融機関から運転資金として借入れた同社の借入金返済資金の一部に充当する予定であります。なお、支払いまでの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

また、本新株予約権付社債の発行に係る手取概算額 29,955 百万円については、全額を平成 29 年 3 月末までに当社における運転資金のために発行したコマーシャル・ペーパー償還資金の一部に充当する予定であります。なお、支払いまでの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

当社グループは、「アジアのお客さまから最も信頼される『安心、便利、お得』を提供する金融サービス会社」になることを中期ビジョンとして、デジタル化による生産性向上策を実施するとともに、収益力の更なる強化を推進しております。具体的な戦略としては、国内事業においては、より収益性の高い営業資産へのシフトや首都圏を中心としたエリア戦略により営業基盤を拡大させるとともに、店舗におけるペーパーレス化や、利用促進クーポンの配信、決済機能を搭載したスマートフォンアプリ導入等のデジタル化により、業務効率化策及びお客さまの利便性向上策を実施することで生産性を向上させてまいります。海外事業においては、システム投資により審査・債権管理の効率化及び人時生産性の向上を行うことで、貸倒関連費用の削減を図るとともに、将来の営業資産の拡大に取り組んでまいります。

今般の募集は、調達資金を当社のコマーシャル・ペーパー償還資金及び当社の子会社への融資に充当することによって負債を圧縮し、上記戦略を着実に遂行していくため、必要な財務基盤の強化を目的とする

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに 120%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ものであり、当社グループの更なる企業価値向上に資すると考えております。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記「(1) 今回の調達資金の用途」に充当することにより、必要な財務基盤の強化を図ることができるため、当社グループの更なる企業価値向上に資すると考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策と位置付け、株主の皆さまへの適正な利益配分を実施するとともに、事業拡大や生産性向上を実現するための内部留保資金の確保を行い、企業競争力を高めることを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、「剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。」旨、定款に定めております。また、当社は中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、「これらのほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。」旨、定款に定めております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業拡大や生産性向上の実現に向け有効活用する方針であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	104.62 円	152.55 円	180.09 円
1 株当たり年間配当額 (うち 1 株当たり中間配当額)	60.00 円 (25.00 円)	60.00 円 (25.00 円)	66.00 円 (28.00 円)
実績連結配当性向	57.4%	39.3%	36.6%
自己資本連結当期純利益率	8.2%	11.2%	12.7%
連結純資産配当率	4.7%	4.5%	4.6%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当額を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。  
2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（純資産の部合計から新株予約権及び非支配株主持分を控除した額の期首と期末の平均）で除した数値です。  
3. 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当額を 1 株当たり連結純資産額（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ただし、株式一般募集と並行してイオン株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行（以下「並行第三者割当増資」という。）が行われます。並行第三者割当増資にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第 2 条第 3 項に基づく株式一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に並行第三者割当増資が株式一般募集における親引け（発行

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに 120%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われた場合であっても、実質的に、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、株式一般募集が中止となる場合は、並行第三者割当増資も中止いたします。

(2) 潜在株式による希薄化情報

本新株予約権付社債の発行により、平成28年8月30日現在の発行済株式総数に対する潜在株式の比率は5.11%となる見込みです。そのうち、本新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数に係る潜在株式の比率は5.06%です。

(注) 潜在株式の比率は、当社の取締役及び監査役に対して付与しているストック・オプションとしての新株予約権(※1)が全て行使された場合の株式数(71,400株)、残存する新株予約権付社債(※2)に付された新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(36,759株)及び今回発行する本新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(10,548,523株)の合計(10,656,682株)を平成28年8月30日現在の発行済株式総数(208,527,801株)で除したものです(全て新株式で交付した場合の潜在株式の比率となります。)。なお、本新株予約権付社債における想定転換価額は2,844円(平成28年8月29日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値2,139円の133%)として計算しています。

※1 当社は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用し、会社法に基づき新株予約権を発行しております。当該ストック・オプション付与の状況は、平成28年7月31日現在以下のとおりです。

ストック・オプション付与の状況

発行決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時 の払込金額	資本組入額	行使期間
平成23年4月5日	13,000株	1円	405円	自平成23年5月21日 至平成38年5月20日
平成24年4月5日	9,000株	1円	541円	自平成24年5月21日 至平成39年5月20日
平成25年6月21日	12,000株	1円	1,358円	自平成25年8月21日 至平成40年8月20日
平成26年6月19日	9,500株	1円	1,004円	自平成26年8月21日 至平成41年8月20日
平成27年6月24日	12,600株	1円	1,536円	自平成27年8月21日 至平成42年8月20日
平成28年6月28日	15,300株	1円	971円	自平成28年8月21日 至平成43年8月20日

※2 残存する新株予約権付社債の状況は、平成28年7月31日現在以下のとおりです。

2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(平成24年3月23日発行)

新株予約権付社債 の残高	新株式発行 予定残数	転換価額	資本組入額	行使期間
50百万円	36,759株	1,360.2円	680円	自平成24年4月6日 至平成29年3月9日

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

- ①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はありません。
- ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始 値	2,642 円	2,335 円	3,005 円	2,600 円
高 値	3,265 円	3,145 円	3,620 円	2,790 円
安 値	2,172 円	1,982 円	2,091 円	2,070 円
終 値	2,327 円	3,035 円	2,656 円	2,139 円
株 価 収 益 率	22.2 倍	19.9 倍	14.7 倍	－倍

- (注) 1. 平成29年3月期の株価については、平成28年8月29日現在で表示しています。  
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

- ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

- ① 株式一般募集に関連して、並行第三者割当増資の割当先であるイオン株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、株式一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として並行第三者割当増資により取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨合意しております。なお、イオン株式会社の当社株式の保有方針は、後記「8. 割当先の選定理由等 (3)割当先の保有方針」をご参照ください。

上記の場合において、野村證券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、株式一般募集に関連して、当社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、株式一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式一般募集、並行第三者割当増資、本件第三者割当増資、本新株予約権付社債の発行及びその転換による当社株式の交付並びに株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村證券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

- ② 本新株予約権付社債の募集に関連して、当社株主であるイオン株式会社は野村證券株式会社に対し、転換価額等決定日に始まり、本新株予約権付社債の払込期日の翌営業日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村證券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、本新株予約権付社債の募集に関連して、当社は野村證券株式会社に対し、転換価額等決定日に始まり、本新株予約権付社債の払込期日の翌営業日から起算して90日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本新株予約権付社債の発行及びその転換による当社株式の交付、株式一般募集、並行第三者割当増資、本件第三者割当増資並びに株式分割による新株式発行等を除く。)

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 6. 資金使途の合理性に関する考え方

株式一般募集、並行第三者割当増資及び本件第三者割当増資の調達資金は、コマーシャル・ペーパー償還資金及び当社グループにおける借入金返済資金の一部に充当する予定であり、必要な財務基盤の強化を通じて当社グループの更なる企業価値向上に資すると考えております。したがって資金使途は合理的であるとと考えております。

## 7. 並行第三者割当増資の発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

並行第三者割当増資の払込金額は、株式一般募集の発行価格と同額といたします。株式一般募集の発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により決定いたします。

したがって、並行第三者割当増資の払込金額の決定方法は、会社法第 201 条第 2 項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しており、並行第三者割当増資の払込金額は会社法に定める特に有利な条件には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成 28 年 8 月 30 日(火)開催の取締役会において、監査役 4 名のうち支配株主と利害関係を有しない社外監査役 3 名が適法である旨意見を表明しております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

並行第三者割当増資により発行される株式数は 7,954,000 株（議決権の数 79,540 個）であり、平成 28 年 8 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 208,527,801 株に対する割合は 3.8%（平成 28 年 3 月 31 日現在の総議決権数 1,986,480 個に対する割合は 4.0%）に相当するものであります。なお、株式一般募集及び並行第三者割当増資並びに本件第三者割当増資により発行される合計株式数は最大 16,970,000 株（議決権の数最大 169,700 個）であり、平成 28 年 8 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 208,527,801 株に対する割合は最大 8.1%（平成 28 年 3 月 31 日現在の総議決権数 1,986,480 個に対する割合は 8.5%）に相当するものであります。これにより結果として株式の希薄化が生じることとなりますが、冒頭の本資金調達のために記載のとおり、株式一般募集、並行第三者割当増資及び本件第三者割当増資の調達資金は、当社のコマーシャル・ペーパー償還資金及び当社の子会社への融資を通じた借入金返済資金に充当することによって負債を圧縮し、当社グループ戦略を着実に遂行していくために必要な財務基盤の強化を通じて当社グループの更なる企業価値向上に資するものであるため、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 8. 割当先の選定理由等

### (1) 割当先の概要（平成 28 年 2 月 29 日現在）

① 名 称	イオン株式会社
② 所 在 地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
③ 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 グループ CEO 岡田元也
④ 事 業 内 容	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれらに関連する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理
⑤ 資 本 金	220,007 百万円

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに 120%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

⑥ 設 立 年 月 日	大正 15 年 9 月 21 日																						
⑦ 発 行 済 株 式 数	871,924,572 株																						
⑧ 決 算 期	2 月末日																						
⑨ 従 業 員 数	135,058 名 (連結)																						
⑩ 主 要 取 引 先	一般顧客																						
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行、農林中央金庫、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社																						
⑫ 大 株 主 及 び 持 株 比 率	<table border="0"> <tr> <td>三菱商事株式会社</td> <td>4.80%</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほ銀行</td> <td>3.96%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>3.00%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>2.94%</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人イオン環境財団</td> <td>2.55%</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人岡田文化財団</td> <td>2.49%</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>2.15%</td> </tr> <tr> <td>イオン社員持株会</td> <td>1.63%</td> </tr> <tr> <td>イオン共栄会 (野村証券口)</td> <td>1.39%</td> </tr> <tr> <td>東京海上日動火災保険株式会社</td> <td>1.14%</td> </tr> </table>			三菱商事株式会社	4.80%	株式会社みずほ銀行	3.96%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3.00%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2.94%	公益財団法人イオン環境財団	2.55%	公益財団法人岡田文化財団	2.49%	農林中央金庫	2.15%	イオン社員持株会	1.63%	イオン共栄会 (野村証券口)	1.39%	東京海上日動火災保険株式会社	1.14%
三菱商事株式会社	4.80%																						
株式会社みずほ銀行	3.96%																						
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3.00%																						
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2.94%																						
公益財団法人イオン環境財団	2.55%																						
公益財団法人岡田文化財団	2.49%																						
農林中央金庫	2.15%																						
イオン社員持株会	1.63%																						
イオン共栄会 (野村証券口)	1.39%																						
東京海上日動火災保険株式会社	1.14%																						
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係	資 本 関 係	割当先は当社の普通株式 85,817,396 株を保有しております。																					
	人 的 関 係	割当先の顧問 1 名が当社の代表取締役会長を、割当先の役職員 1 名が当社の監査役を兼務しております。																					
	取 引 関 係	当社店舗が、割当先グループ会社の商業施設に出店しており、賃貸借取引があります。																					
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当先は当社の親会社であることから、関連当事者に該当します。																					
⑭ 最 近 3 年 間 の 経 営 成 績 及 び 財 政 状 態	(単位：百万円。特記しているものを除く。)																						
決 算 期	平成 26 年 2 月期	平成 27 年 2 月期	平成 28 年 2 月期																				
連 結 純 資 産	1,684,569	1,829,980	1,819,474																				
連 結 総 資 産	6,815,241	7,859,803	8,225,874																				
1 株 当 た り 連 結 純 資 産 (円)	1,336.83	1,443.97	1,364.57																				
連 結 営 業 収 益	6,395,142	7,078,577	8,176,732																				
連 結 営 業 利 益	171,432	141,368	176,977																				
連 結 経 常 利 益	176,854	152,509	179,674																				
連 結 当 期 純 利 益	45,600	42,069	6,008																				
1 株 当 た り 連 結 当 期 純 利 益 (円)	55.92	50.22	7.19																				
1 株 当 た り 配 当 額 (円)	26.00	28.00	28.00																				

※割当先は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、割当先が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに 120%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分 (作成された場合) 又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## (2) 割当先を選定した理由

当社は、割当先であるイオン株式会社及び、同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成する企業グループに属しております。

当社の親会社である当社に対する割当では、割当先グループの議決権比率を維持するために行うものであり、小売業発の総合金融グループとして、国内外に広がるイオングループのプラットフォーム活用による営業力の強化及び各事業セグメントの持つ顧客情報や営業ネットワーク等の経営資源の共通化を継続し、企業価値の向上を図ることを趣旨としたものであります。

## (3) 割当先の保有方針

割当先は、親会社として今後の経営安定維持のため、長期的に保有する方針であることを書面により確認しております。

割当先より、当該割当先が今回の並行第三者割当増資の払込期日から2年以内に、割当新株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、当社に書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意することにつき、確約書を取得する予定です。

なお、割当先は、野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、株式一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として並行第三者割当増資により取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

## (4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当先の払込みに要する財産の存在について、割当先が平成28年7月15日に関東財務局長に提出した第92期第1四半期報告書により、当該割当先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。

## 9. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成28年3月31日現在）		募集後	
イオン株式会社	41.15%	イオン株式会社	41.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.31%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.98%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	3.88%	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	3.59%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.29%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.11%
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティアー ジャスデック アカウント （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	1.68%	ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティアー ジャスデック アカウント （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	1.56%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.41%	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.30%
クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ） リミテッド ピービー オムニバス クライアント アカウント （常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社）	1.30%	クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ） リミテッド ピービー オムニバス クライアント アカウント （常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社）	1.21%
マックスバリュ西日本株式会社	1.27%	マックスバリュ西日本株式会社	1.17%
ミニストップ株式会社	1.10%	ミニストップ株式会社	1.02%
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	0.97%	メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	0.90%

(注) 1. 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



2. 募集後の持株比率は、平成 28 年 8 月 30 日現在の発行済株式総数に株式一般募集及び並行第三者割当増資による増加株式数を加味し、本件第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。
3. 本新株予約権付社債における想定転換価額を 2,844 円（平成 28 年 8 月 29 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 2,139 円の 133%）として計算した場合、平成 28 年 8 月 30 日現在の発行済株式総数に対する本新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数に係る潜在株式の比率は 5.06%（本新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合のイオン株式会社の議決権比率は 41.46%）となる見込みです。なお、発行条件等次第ではイオン株式会社の議決権比率が 40%を下回る可能性があります。当社は、イオングループとして、連結関係が維持されることが事業運営上重要であると考えており、連結関係を維持する施策を必要に応じて講じる方針です。なお、募集前のイオン株式会社の議決権比率は 43.20%ですが、間接保有株式を勘案した議決権比率は 46.87%であります。

#### 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

並行第三者割当増資は、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 11. 支配株主との取引等に関する事項

並行第三者割当増資は、支配株主との取引等に該当いたします。当社が平成 28 年 6 月 30 日に公表したコーポレート・ガバナンスに関する報告書では、「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、『当社は、日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な課題については、イオンとの協議、もしくはイオンへの報告を行っております。イオンならびにイオングループ各社とは、相互に自主・独自性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めております。』と記載しており、当社はイオングループ各社との連携及びシナジーの最大化を図ることにより、少数株主の利益につながるものと認識しております。また、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」において、「関連当事者間の取引」として『親会社であるイオン株式会社及びイオングループ各社との取引については「AFS内グループ取引管理細則」を定め運用しており、関連当事者間の取引におけるアームズ・レングス・ルールの遵守を徹底しております。また、親会社等との取引のうち重要なものは取締役会による承認を要することとしております。』と記載しております。並行第三者割当増資は株式一般募集と同時に行われ、公正かつ適正な条件及び手続きにより行っており、当該開示内容に適合していると判断しております。また、支配株主と利害関係を有しない社外監査役 3 名から、並行第三者割当増資は株式一般募集と同時かつ同条件にて行われ、資金使途、発行条件等は合理的であり、また、割当先グループの現在の議決権比率を上昇させるものでもないことから、総合的に勘案して、当社の少数株主に不利益を与えるものではないと判断できる旨の意見を平成 28 年 8 月 30 日付で得ております。

並行第三者割当増資は、株式一般募集と同時かつ同条件にて行われることから、その発行条件等は公正性を有していると判断しておりますが、さらに公正性を担保するための措置として、上記のとおり、支配株主と利害関係を有しない社外監査役 3 名の意見を得ております。なお、並行第三者割当増資に係る当社取締役会での決議に際し、支配株主との関係で利益相反となり得る立場の役員はいないことから、利益相反を回避するための措置は採っておりません。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに 120%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 12. 最近3年間の業績

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
連結経常収益	286,070百万円	329,046百万円	359,651百万円
連結経常利益	41,092百万円	53,080百万円	59,380百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	20,743百万円	30,491百万円	35,785百万円
1株当たり連結当期純利益	104.62円	152.55円	180.09円
1株当たり配当金	60.00円	60.00円	66.00円
1株当たり連結純資産	1,316.00円	1,377.56円	1,465.31円

以 上

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、株式売出し並びに120%コールオプション条項付第1回無担保  
転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたも  
のではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作  
成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただい  
た上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。